

居宅介護支援事業重要事項説明書

令和6年4月1日現在

1. うつくしの里＜居宅介護支援事業所＞の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	うつくしの里＜居宅介護支援事業所＞
所在地	松本市大字里山辺字藤井9 1 0－1
介護保険事業所番号	2070200221
通常の事業の実施地域	松本市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1名(兼務)		1名
介護支援専門員	4名		4名以上
事務職員	1名(兼務)		1名

(3) 営業日、営業時間

営業日 月曜日 ～ 土曜日

ただし、国民の祝日、年末年始 12月30日～ 1月 3日を除く

営業時間 午前8時30分 ～ 午後5時30分

(土曜日については職員1名が対応いたします。)

24時間連絡のつく体制をとっています。

2. 居宅介護支援の内容、提供方法

(1) 居宅サービスの作成

- ①利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ②当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを選択する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④居宅サービス計画の中の指定居宅サービス等について、保険給付の対象の可否を区分し、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(2) 経過観察・再評価

- ①利用者及びその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- ②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等必要な対応をします。

3. 利用料金

(1) 利用料

居宅介護支援利用料は、全額介護保険給付となり、利用者の自己負担はありません。
但し、保険料の滞納等により、保険給付金が事業者を支払わない場合があります。
その場合、一旦1カ月当り次の料金をいただき、サービス提供証明書を発行しますので
後日サービス提供証明書を市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

利用料

項目	利用料金	項目	利用料金
要介護 1, 2	11,088円	初回加算	3,063円
要介護 3, 4, 5	14,406円	入院時情報連携加算Ⅰ	2,552円
特定事業所加算Ⅱ	4,298円	入院時情報連携加算Ⅱ	2,042円
委託連携加算	3,063円	退院・退所加算	4,595円
通院時情報連携加算			510円
緊急時等居宅カンファレンス加算			2,042円
ターミナルケアマネジメント加算			4,084円

※ 地域単価10.21の金額となります。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域（松本市）にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するために次の交通費実費が必要となります。

1 km当り 10円

(3) キャンセル料

いつでも契約を解約することでき、キャンセル料は一切かかりません。

(4) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、一週間以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、指定金融機関への振込が原則ですが、現金でもお支払い可能です。
契約時にご相談いたします。

4. 当事業所の居宅介護支援の特徴

<運営方針>

利用者が居宅において、その有する能力に応じた日常生活が営めるよう配慮し、また利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように努めます。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される指定居宅サービス等が特定の種類、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、複数の事業所の紹介や当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能であり、公正中立に行います。

5. 秘密の保持

サービスを提供する上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

また、サービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者から同意を得た上でこれを行います。

6. 事故発生時の対応

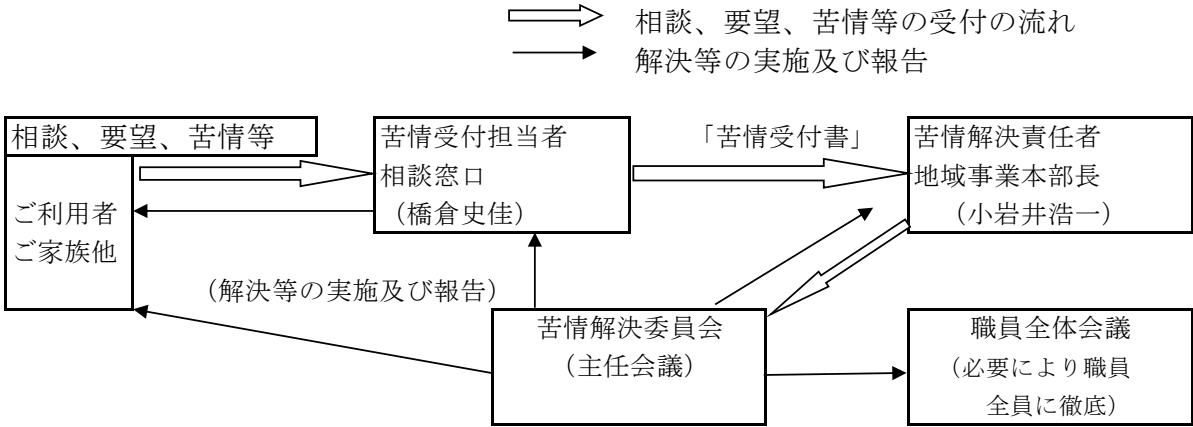
利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。
また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. サービス内容に関する相談・苦情

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は担当介護支援専門員か下記窓口までお申し出ください。

当事業所の相談窓口	担 当	橋 倉 史 佳
電話番号・受付時間	3 9 - 2 2 5 5	月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：00
松本市役所高齢福祉課	3 4 - 3 2 1 3	月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15
国保連合会苦情窓口	0 2 6 - 2 3 8 - 1 5 8 0	月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：00

うつくしの里居宅介護支援事業所では、皆様からのご相談、ご要望、苦情等の解決に次のように取組みます。また、万が一不利益な扱いを受けた場合は、責任ある対応をとりますので、苦情解責任者までお申し出ください。



8. 当法人の概要

(1) 名称 社会福祉法人ジェイエー長野会

(2) 代表者 上原 孝義

(3) 施設、拠点

①介護老人福祉施設	うつくしの里	⑦短期入所生活介護	5ヶ所
②介護老人福祉施設	のべやま	⑧通所介護	6ヶ所
③介護老人福祉施設	あさぎりの郷	⑨訪問介護	3ヶ所
④介護老人福祉施設	ローマンうえた	⑩居宅介護支援事業所	3ヶ所
⑤介護老人福祉施設	りんごの郷	⑪地域包括支援センター	1ヶ所
⑥介護老人福祉施設	紅林荘		

9. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は下記の通り。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護福祉用具貸与の各サービス利用割合

訪問介護	31.25 %
通所介護	57.26 %
地域密着型通所介護	9.09 %
福祉用具貸与	77.96 %

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ほっとはあと 18.35%	うつくしの里 16.19%	まごのて 15.47%
通所介護	うつくしの里 42.02%	蟻ヶ崎デイサービス 12.43%	ツクイ北深志 9.27%
地域密着型通所介護	あがた 57.5%	しゃらの木 15.00%	御殿の湯(他2事業所) 7.50%
福祉用具貸与	エフビー介護サービス 15.31%	フロンティア長野営業所 13.71%	十字屋リース 13.42%

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 松本市大字里山辺字藤井910-1

名称 うつくしの里＜居宅介護支援事業所＞

説明者 所属 うつくしの里居宅介護支援事業所

氏名 橋倉 史佳

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

利用者との続柄 ()